

## 高浜市 AI オンデマンドバス運行システム導入・運営事業プロポーザル実施要領

高浜市 AI オンデマンドバス運行システム導入・運営事業の実施候補者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルをおこなうので公示します。

令和5年12月27日

高浜市長 吉岡 初浩

### 1 事業名称

高浜市 AI オンデマンドバス運行システム導入・運営事業

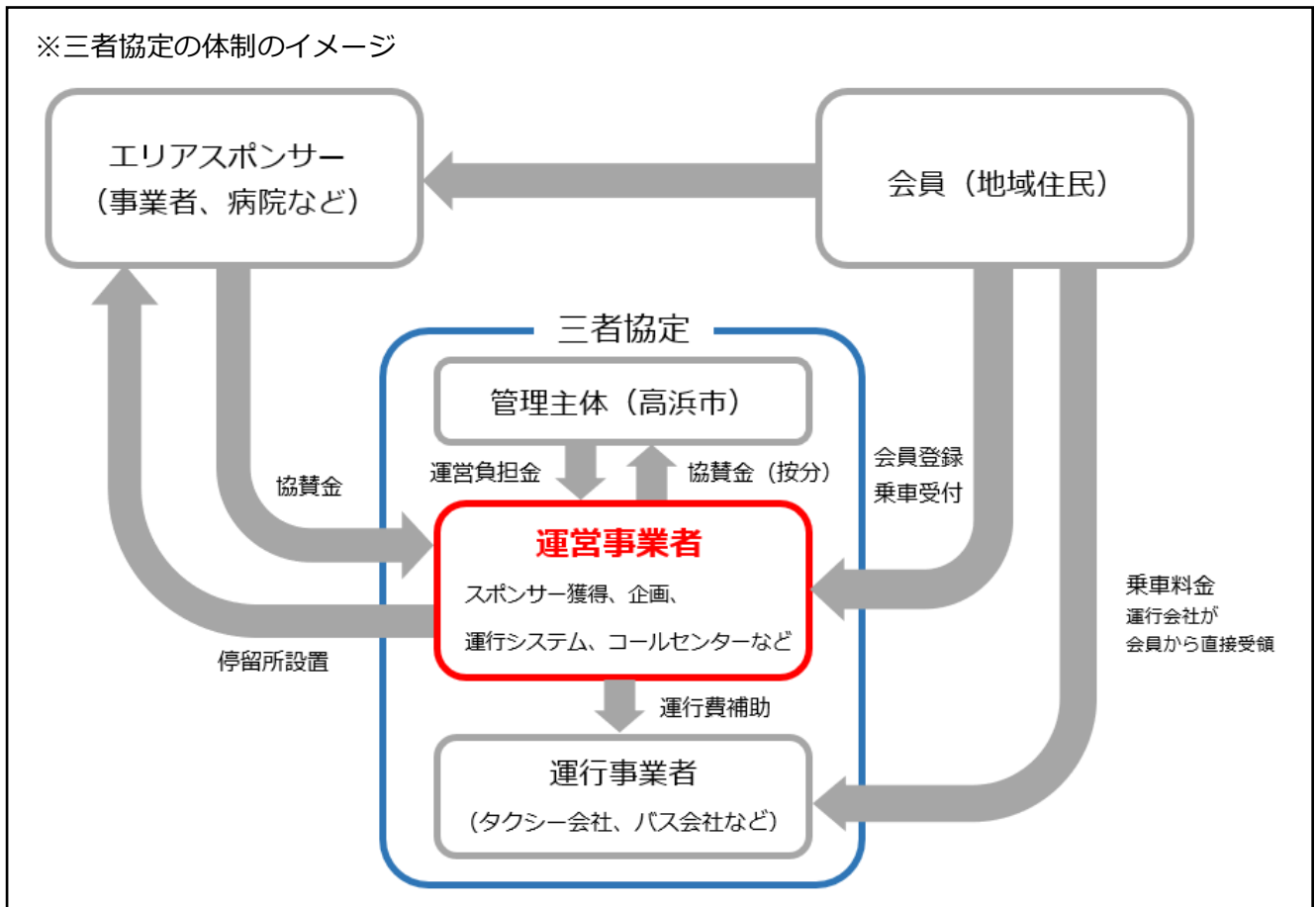
### 2 目的

「誰一人取り残さない」利便性の高い市民の日常の移動手段となるコミュニティ交通を実現することを目指し、現状のコミュニティバスの課題を解消し利便性を向上するために、先進的技術を活用した AI オンデマンドバス運行システムの導入に向けた実証運行を実施する。AI オンデマンドバス運行システム導入・運営事業の実施に当たっては、価格のみではなく、事業者（配置する管理責任者等を含む。）に係る事業実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者が事業を実施する必要があることから、公募型プロポーザル方式により事業の実施候補者を選定するものとする。

### 3 事業の概要

- (1) 事業内容 別紙「高浜市 AI オンデマンドバス運行システム導入・運営事業仕様書」のとおり  
※協定時における仕様は、事業実施候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (2) 事業期間 協定締結日から令和7年3月31日まで  
(ただし、AI オンデマンドバスの運行は、令和6年10月1日からとし、協定締結日から令和6年9月30日まではAI オンデマンドバス運行システムの構築、予約センター立ち上げ等の準備期間とする。)
- (3) 事業費上限額 17,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
注）見積書の金額が事業費上限額を超過した場合は失格とする。
- (4) 特記事項 ・本プロポーザルは、高浜市令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。したがって、高浜市議会において当初予算が否決された場合は、本事業にかかる協定は、締結しないものとする。なお、協定を締結しなかった場合においても、参加者が本事業を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

- ・本事業は、高浜市、事業実施候補者及びAI オンデマンドバスを運行する事業者の三者が協定を結び実施する三者協定※により行うものとする。なお、上記事業期間以降も当該協定により事業を継続することとする。
- ・本事業において、AI デマンドバスを運行する事業者は、別に決定する。
- ・運賃収入については、事業費上限額から控除するものとする。



#### 4 プロポーザルの方式

本事業は、公募型プロポーザルにより事業実施候補者を決定するものとする。

#### 5 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものでないこと。
- (2) 高浜市の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 高浜市の入札停止期間中でないこと。なお、公示日から事業実施候補者として決定を受けた前日まで指名停止措置を受けた場合は資格を失うものとする。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て、または、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、または、同条第 6 号に規定する暴力団員、もしくは、暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (6) 国税、または、地方税を滞納していない者であること。
- (7) 過去 5 年間に国又は地方公共団体が発注した同種又は類似業務の実績があること。

## 6 スケジュール

内 容	期 日
公募及び質問受付開始	令和 5 年 1 2 月 2 7 日（水）
質問受付期限	令和 6 年 1 月 9 日（火）正午（必着）
質問回答	令和 6 年 1 月 1 0 日（水）
参加表明書の提出期限	令和 6 年 1 月 1 6 日（火）午後 5 時（必着）
参加資格結果通知	令和 6 年 1 月 1 7 日（水）
企画提案書等提出期限	令和 6 年 1 月 2 4 日（水）午後 5 時（必着）
企画提案書審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 1 月 3 1 日（水）
審査結果通知	令和 6 年 2 月上旬
協定内容協議	令和 6 年 2 月以降
協定	令和 6 年 4 月

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて不明な点がある場合は、質問書（様式第 7）に質問内容を記入し、下記のとおり提出するものとする。

### (1) 提出期限

令和 6 年 1 月 9 日（火）正午（必着）

### (2) 提出方法・提出先

別添の質問書（様式第 7）を電子メールにより、高浜市市民部経済環境グループに送信すること。なお、メールの件名は、「高浜市 AI オンデマンドバス運行システム導入・運営事業に係るプロポーザルの質問（会社名）」とすること。なお、電話にてメールの受信確認を行うこと。

注) 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。

### (3) 回答方法

高浜市公式ホームページに令和 6 年 1 月 1 0 日（水）に掲載し、回答内容を公表する。なお、質問者の名称は公開しないものとする。

## 8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、下記書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1） 1部
- イ 会社概要（様式第2） 8部
- ウ 業務実績調書（様式第3） 8部
- エ 業務の実施体制（様式第4） 8部
- オ 配置予定者調書（様式第5の1及び様式第5の2） 各8部
- カ 納税証明書 1部（原本）

### (2) 参加表明書の提出

#### ア 提出期限

令和6年1月16日（火）午後5時（必着）

#### イ 提出方法・提出先

持参または郵送により、高浜市市民部経済環境グループに提出すること。

注）郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

## 9 企画提案書等の提出

参加要件を満たした事業者のうち、企画提案書審査を希望する事業者は、下記書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出届（様式第6） 1部（社印要）
- イ 企画提案書（任意様式） 8部
- ウ 工程表（任意様式） 8部
- エ 見積書及び見積内訳書（任意様式） 各8部（原本各1部、写し各7部）

### (2) 企画提案書の作成要領

ア 別紙「高浜市AIオンデマンドバス運行システム導入・運営事業仕様書」の「5 事業内容」について、具体的な提案をするとともに業務スケジュールを記載すること。

イ 提案書の内容に事業者が特定される名称は記載しないこと。

ウ その他、仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、本業務の成果が最大限になるよう企画の提案に努めること。

### (3) 企画提案書の提出期限・方法

#### ア 提出期限

令和6年1月24日（水）午後5時（必着）

#### イ 提出方法・提出先

持参または郵送により、高浜市市民部経済環境グループに提出すること。

注）郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

## 10 確認及び審査方法

### (1) 参加資格確認

#### ア 確認実施者

参加資格確認は、高浜市市民部経済環境グループが実施する。

#### イ 確認結果の通知

確認結果は、電子メールにて令和6年1月17日（水）に通知する。併せて、企画提案書審査の時間について通知する。

### (2) 企画提案書審査

本要領に定める参加要件を満たした事業者に対して、高浜市 AI オンデマンドバス運行システム導入・運営事業実施事業者選定委員会において企画提案書等の審査を行い、事業の内容に最も適すると認められる事業者を決定する。

#### ア 選定委員会の構成

委員長	高浜市地域公共交通会議会長
副委員長	副市長
委員	教育長
委員	福祉部長
委員	市民部長

#### イ 実施日

令和6年1月31日（水）

#### ウ 審査・選定方法及び選定結果

- ・審査方法は、高浜市 AI オンデマンドバス運行システム導入・運営事業実施事業者選定評価基準表（別表1）に基づく評価点により行う。
- ・評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出し、最も高い評価点を獲得した事業者を事業実施候補者とする。
- ・最も高い評価点の事業者が複数いた場合は、選定委員会の議決により事業実施候補者を選定する。
- ・選定結果については、全ての事業者（辞退者は除く）に対してプロポーザル審査結果通知書（様式第8）にて個別に文書で通知する。
- ・審査の経緯及び内容に関する問い合わせ及び、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

#### エ 注意事項

- ・1者あたりの参加人数は4人までとし、提案書にて届け出た管理責任者は、必ず参加すること。
- ・プレゼンテーションは事業者ごとに行い、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書の内容に基づいて行うこと。
- ・おおむね30分程度（提案内容説明を20分、ヒアリングを約10分）とする。ただし、参加者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分を調整することがある。

- ・プレゼンテーションで使用する機器は、原則、参加者にて全て準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、高浜市市民部経済環境グループで準備するため、使用を希望する場合は、企画提案書提出時に申し出ること。

## 11 事業実施候補者の決定

事業実施候補者選定後、企画提案書等をもとに市と事業実施候補者が協議し、事業内容を決定する。その後、事業実施候補者として選定された者から見積書を徴収する。

### (1) 事業内容等の確定について

協定締結に向けて、事業実施候補者と協議を行うが、事業実施候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではなく、協議において、必要な範囲内において、企画提案書の項目の追加・変更、及び、削除を行ったうえで本事業の内容に反映させることができるものとする。

### (2) 金額について

金額は、企画提案時に提出した見積額を超えることはできないものとする。

### (3) 協定締結にかかる書類の作成について

協定締結にかかる書類の作成は、高浜市市民部経済環境グループと事業実施候補者が協力して作成する。

## 12 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

### (1) 提案者が、次のいずれかに該当するとき。

- ア プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ウ 審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。
- エ 2案以上の企画提案をしたとき。
- オ 著しく信義に反する行為があったとき。
- カ 事業を履行することが困難と認められるとき。

### (2) 提案書が、次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式、または、記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ウ 見積りの金額が、事業費上限金額を超過したとき。
- エ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適當なとき。

## 13 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え、及び、再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、事業実施候補者選定以外の目的には、提出者に無断で使用しない。

- (5) 書類の作成、及び、提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書に記載した配置予定の管理責任者、及び、担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、高浜市市民部経済環境グループと協議の上、変更できるものとする。
- (7) 提出書類について、高浜市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（事業実施候補者選定前において、当該選定に影響を及ぼすおそれがある情報については、選定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

#### 14 提出先・問合せ先

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市市民部経済環境グループ（担当：岡田、石原）

電話 0566-52-1111（内線：271） F A X 0566-52-1110

電子メール keizaikankyo@city.takahama.lg.jp

#### 15 施行期間

本要領は、令和5年12月27日から施行し、本要領の事業期間終了後、廃止する。